

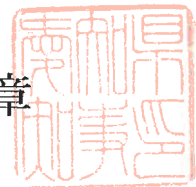
産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 長久手市岩作三ヶ峯 3 番 1 3

氏 名 株式会社 オーテック
代表取締役 大村 吉正 様
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第一項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大 村 秀 章



許可の年月日 令和 7 (2025) 年 8 月 1 1 日
許可の有効年月日 令和 1 2 (2030) 年 8 月 1 0 日

1 事業の範囲

(1) 積替え、保管を除く。

燃え殻（水銀含有ばいじん等を含む。）、汚泥（石綿含有産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）、廃油、廃酸（水銀含有ばいじん等を含む。）、廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を含む。）、廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、鋳さい（水銀含有ばいじん等を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ダスト類（水銀含有ばいじん等を含む。）

以上 16 品目（水銀使用製品産業廃棄物を含む。）

(2) 積替え、保管を含む。

廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上 7 品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

(1) ア 所在地

長久手市岩作三ヶ峯 3 番 5 5 2

イ 面積

3, 251m² (保管面積 305m²)

ウ 産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物を除く。石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 保管上限

694.26m³

オ 高さ

4m

(2) ア 所在地

長久手市岩作三ヶ峯 3 番 2 7

イ 面積

4, 744m² (保管面積 64.80m²)

ウ 産業廃棄物の種類

繊維くず

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 保管上限

162m³

オ 高さ

該当なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成17年 8月11日 新規許可

平成22年 8月11日 更新許可

平成27年 8月11日 更新許可

令和 2年10月13日 更新許可

令和 7年 8月11日 更新許可

5 積替え許可の有無

有 ・ 無

6 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ 無